

議事の経過

開会 午前 10 時

○小松文人議長 議員各位には、御多用のところ御参集くださいます、深く感謝いたします。
ただいまから、平成 31 年第 1 回安芸市議会臨時会を開会いたします。開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○横山幾夫市長 おはようございます。平成 31 年第 1 回安芸市議会臨時会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、御多用のところ御出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、4 月 1 日に新元号を令和とすることが発表されました。平成の時代も残すところあとわずかとなり、間もなく新たな時代が幕を開けます。さきの第 1 回定例会でも申し上げましたが、厳しい時代を乗り越え幸せを実感できる「ふるさと安芸」を次の時代に受け継いでいくためにも、議員の皆様の御指導と御協力をお願いいたします。

今臨時会に提案しました案件は、専決処分の承認 2 件、条例案件 1 件、予算案件 1 件の計 4 件でございます。

後刻、副市長並びに担当課長から提案理由の御説明を申し上げますので、御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。よろしくお願いをいたします。

○小松文人議長 これより、本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○山崎富貴事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、全員出席であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○小松文人議長 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 2 分

再開 午前 10 時 59 分

○小松文人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 88 条の規定により、議長において小谷昇義議員及び千光士伊勢男議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、会期日程案のとおり本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平成 31 年第 1 回臨時会（4 月 17 日）

○小松文人議長 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は会期日程案のとおり本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3、議案第 54 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市市税条例等の一部を改正する条例〕」及び議案第 55 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕」の 2 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら 2 件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 議案第 54 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市市税条例等の一部を改正する条例〕」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことから、4 月 1 日施行分の条例改正について、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき 3 月 29 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定により、承認を求めるものであります。

まず、主な改正の要旨につきましては、1 点目として、個人市民税において、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までに居住した場合における住宅借入金等特別控除の期間について、これまでの 10 年から 13 年に拡充するもので、この措置による減収額は全額国費で補填されることとなっております。

2 点目として、軽自動車税において、グリーン化特例について改正を行うもので、現行制度を 2 年間延長したうえで、平成 33 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までに新規登録した軽自動車に係るグリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定するものでございます。

3 点目として、法人市民税において、電子申告に係る期限について、電気通信回線に障害が発生した場合等の理由により、期限までに申告等を行うことができないと認めるときは、当該期限を延長することができるようにするものでございます。

次に、議案第 55 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕」につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことから、4 月 1 日施行分の条例改正について、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、3 月 29 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定により、承認を求めるものであります。

改正の要旨としましては、1 点目に課税限度額の引き上げを行うもので、基礎分を 3 万円引き上げ、最高限度額総額を 93 万円から 96 万円に引き上げるものでございます。これによる影響は、平成 30 年度課税ベースで、延べ 98 世帯、約 274 万円程度の増収を想定しています。2 点目は、減額措置に係る軽減判定所得の変更を行うもので、2 割軽減は、33 万円に被保険者等 1 人につき 50 万円加算した金額であったものが 51 万円を加算した金額に、5 割軽減は、33 万円に被保険者等 1 人につき 27 万 5,000 円加算した金額であったものが 28 万円を加算した金額に変更するものでございます。この軽減措置の拡充により、平成 30 年度課税ベースで、20 世帯、約 42 万円程度の軽減になる見込みであります。なお、この影響額は、国などから補填されることとなっていま

す。

以上で、専決処分いたしました件の説明といたします。御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○小松文人議長　これよりこれら 2 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら 2 件については、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 54 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市市税条例等の一部を改正する条例〕」は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。議案第 55 号「専決処分した事件の承認を求める件〔安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕」は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長　御異議がありますので、起立による採決をいたします。本件について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長　起立多数であります。よって本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 4、議案第 56 号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」及び議案第 57 号「平成 31 年度安芸市一般会計補正予算（第 1 号）」の 2 件を一括議題といたします。ただいま議題となっておりますこれら 2 件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長　提案をいたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第 56 号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行条例を改正するものでございます。

改正の要旨といたしましては、総務大臣がふるさと納税に係る特例控除の対象とする地方団体の指定を行うもので、対象は寄附金の募集を適正に実施する地方団体で、返礼品を送付する場合

平成 31 年第 1 回臨時会（4 月 17 日）

には、返礼品の返礼割合を 3 割以下の地場産品に限定するものでございまして、平成 31 年 6 月 1 日以後に支出された寄附金について適用するものでございます。

以上で提案しました案件の説明とします。予算案件は、後刻担当課長から説明を申し上げます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○小松文人議長 企画調整課長。

○国藤実成企画調整課長 予算案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第 57 号「平成 31 年度安芸市一般会計補正予算（第 1 号）」につきまして、御説明を申し上げます。

さきの市議会定例会で議決をいただきました、安芸市事務所設置条例の改正に伴いまして、新たに土居地区へ建設いたします、新庁舎の基本計画及び基本設計委託料や用地造成測量設計委託料など新庁舎建設関連費用につきまして補正計上するものでございます。

補正予算書 1 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算の規模は、8,854 万円の追加であります。

2 ページをお開き願います。

歳入の補正につきましては、主に基金繰入金及び市債を計上しております。

8 ページをお開き願います。

歳出の補正につきましては、主なものといたしまして、2 款、総務費、1 項 6 目の財産管理費で、新庁舎建設地の用地造成測量設計や地質調査委託料のほか基本計画策定及び基本設計委託料などを計上するものでございます。なお、建設予定地につきましては、現在整備が進んでおります県道インター線と県道高台寺川北線交差点の南西側で、敷地面積は約 1 万 1,000 平方メートルでございます。

次に第 2 表繰越明許費補正について御説明いたします。

3 ページをお開き願います。

2 款、総務費 1 項、総務管理費、庁舎建設事業につきまして、新庁舎建設に係る用地造成測量設計委託業務に 1 年程度を、基本計画策定及び基本設計委託業務に 1 年半程度の工期を要し、現時点におきまして年度内の完了が困難であることが見込まれますことから、8,080 万円を限度に繰越明許いたすものでございます。

次に第 3 表債務負担行為補正につきまして御説明いたします。

債務負担行為の追加といたしまして、新庁舎建設に係る実施設計委託につきまして基本設計業務等と一体的に発注を行うことで、工期の短縮が見込まれることから、平成 32 年度に 1 億 100 万円を限度として債務負担いたすものでございます。

次に第 4 表地方債補正につきまして御説明いたします。

地方債の変更といたしましては、先ほど歳出で御説明いたしました事業費変更に伴い、総務管理について発行限度額の変更を行うもので、4,230 万円の増額を行うものでございます。

以上で、補正予算案件の説明を終わらせていただきます。

平成 31 年第 1 回臨時会（4 月 17 日）

御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○小松文人議長 これよりこれら 2 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

9 番 米田佐代子議員。

○9 番（米田佐代子議員） 議案第 56 号について質問いたします。

返品品の返品割合を 3 割以下とすることと、返品品を地場産品とすることに対して、本市の現状をお伺いいたします。

○小松文人議長 総務課長。

○植野浩二総務課長 9 番議員の御質問にお答えします。

安芸市の取り扱いは市税条例の改正とは関係ございませんが、安芸市の取り扱いにつきましては、平成 29 年 11 月から寄附金の 3 割程度とすることにもう変更しておりまして、今 1 億 8,000 万円程度の年間寄附金がありますが、それに対する返品品の割合は既に改正をしていると伺っております。

○9 番（米田佐代子議員） それと返品品。地場産品。

○植野浩二総務課長 先ほど申しましたとおり、基本的には地場産品という考え方で取り扱っておりますが、ちょっと詳細なところまで今よう把握しておりませんので、後刻報告させていただきたいと思っております。済みません。

○小松文人議長 9 番 米田佐代子議員。

○9 番（米田佐代子議員） 平成 29 年の 11 月からもう既に安芸市では、やっつてということ、それはいいですけども、返品品を地場産品とすることということは、本当にその地場の産品をやはりふるさと納税では返品品としているということが最も重要なこととあります。本当に県外・市外の産品をどんどん送ってるところもありますので、こういったことに対して総務省が言ってきたということですので、特に本当に今後こう改正されたら守って行って、もうこの安芸市の本当の地場産品を送っていただけるように要請いたします。以上です。

○小松文人議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら 2 件は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 御異議なしと認めます。よって、これら 2 件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第 56 号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

平成 31 年第 1 回臨時会（4 月 17 日）

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 57 号「平成 31 年度安芸市一般会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○横山幾夫市長 平成 31 年第 1 回安芸市議会臨時会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。議員の皆様方には、提案いたしました案件につきまして、御審議いただきそれぞれ御決定を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

まだまだ肌寒い日が続いておりますが、議員の皆様方におかれましては、どうか健康管理に十分留意されまして、市勢発展のためにますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして閉会の御挨拶といたします。

本日は、まことにありがとうございました。

○小松文人議長 閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。

今期臨時会は、会期 1 日間でありましたが、適切な結論を得まして無事日程が終了できますことに厚く御礼申し上げます。議員並びに理事者各位におかれましては、御自愛の上、御活躍されますようお願いいたしまして、閉会の御挨拶といたします。

これをもって、平成 31 年第 1 回安芸市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 18 分